



[Redacted text block]

申請外物件の情報が物件一覧画面に表示されます。
申請外物件については、処理状況欄に「申請外」と表示されます。
申請外物件を選択の上、「指定」ボタンをクリックすることで、照合対象の登記事項及び名義人を指定し、登記識別情報を照合することができます(その後の操作方法は申請物件の照合処理と同じです。)
登記識別情報の照合後、申請外物件の情報を削除しなくても、その後の処理を進めることができます(処理画面が「受付番号一覧」画面に遷移した際に、自動的に物件一覧画面から申請外物件の情報を削除します)。